

日の出町長選挙・日の出町議会議員補欠選挙 のお知らせ

4月15日任期満了による日の出町長選挙を次のとおり執行します。

告示日 3月20日(火)
投票日 3月25日(日)
選挙会(開票) 3月25日(日)

また、日の出町議会議員に欠員が生じたため、日の出町長選挙と同期日に、日の出町議会議員補欠選挙を執行します。

投・開票について

3月25日(日)が投票日です。各投票所での投票は午前7時～午後8時までです。3月20日(火)～3月23日(金)にかけてお届けする投票所入場整理券に記載してある投票所で投票してください。

開票は3月25日(日)午後9時 役場3階 第1・2会議室で行います。

投票できる方

年齢要件 平成12年3月26日までに生まれた方

住所要件 平成29年12月19日までに住民基本台帳法に基づく転入届出をし、投票日まで引き続き町内に住所を有する方(12月20日以降に転入届出された方は、投票できません。)

期日前投票

投票日に、仕事やレジャーなどで投票できない場合は、期日前投票を利用することで投票ができます。投票には期日前投票宣誓書兼請求書に住所・氏名・生年月日および事由等を記載しなければなりません。3月20日～3月23日にかけてお届けする投票所入場整理券の裏面が期日前投票宣誓書兼請求書となっていますので、あらかじめご自宅等で記入することにより、期日前投票所で時間をかけずに投票することができます。なお、選挙当日に投票する方は記載の必要はありません。

期間 3月21日(水・祝)～24日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 役場1階 町民談話室

持物 投票所入場整理券(届いている場合)

入院(入所)中の方の投票

入院(入所)先が、都道府県選挙管理委員会の指定する不在者投票指定施設となっている病院、老人ホーム等は、その施設の事務の方などに申し出ると、施設内で不在者投票が行えます。

不在者投票指定施設になっているかどうかの確認は、その施設の事務の方などにお尋ねください。(郵送期間等要しますのでお早めにご確認ください。)

郵便による不在者投票

身体的な理由で投票所に行くことが困難な場合に郵便等を利用し投票を行う制度です。利用には「郵便等投票証明書」の交付が必要です。対象要件は次のとおりです。「郵便等投票証明書」が必要な場合は、お早めに町選挙管理委員会で手続きをお願いします。

なお、当制度による投票用紙の請求は3月21日(水・祝)までです。詳細はお問い合わせください。

①「身体障害者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹、移動機能の障害(1・2級)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害(1・3級)／免疫、肝臓の障害(1～3級)

②「戦傷病者手帳」をお持ちの方

両下肢、体幹の障害(特別項症から第2項症)／心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害(特別項症から第2項症)

③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」である方

※代理記載制度

郵便等での不在者投票ができる選挙人で、上肢、視覚の障害の程度が「身体障害者手帳」で1級、または「戦傷病者手帳」で特別項症から第2項症までの方は事前の届出で、投票の代理記載が認められます。

選挙公報をお届けします

3月21日～22日の間に町内各世帯の郵便受け等に選挙公報を直接お届けします。この期間に届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

問 選挙管理委員会(総務課庶務係) 内線 302

